

基礎知識

特定技能について

- 「特定技能」とは、2019年4月に創設された在留資格であり、「特定技能1号」と「特定技能2号」がある。
- 深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行っても、なお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野（特定産業分野）が対象

特定技能1号	概要	<p>■次の特定産業分野（※）に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格 ※介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業（16分野）</p> <p>■受入れ機関または登録支援機関による支援の対象</p>
	在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）。
	技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
	日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
	家族の帯同	基本的に認めない
特定技能2号	概要	<p>■特定産業分野（介護、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業を除く）に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格</p> <p>■受入れ機関または登録支援機関による支援の対象外</p>
	在留期間	3年、1年または6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
	技能水準	試験等で確認
	日本語能力水準	試験等での確認は不要
	家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
技能実習2号から特定技能1号への切替え	技能実習を良好に修了し、所定の要件を満たしている場合は、「特定技能」の在留資格許可を得ることができる。試験（技能・日本語）は免除される。	